# 社会主義 - 市場経済論と「市民社会」

芦田文夫

#### 【目次】

- 1 社会主義 市場経済論からの理論的枠組み
- 2 現代「市民社会論」における経済
- 3 「市民社会論」における市場経済 資本主義経済
- 4 「市民社会論」における民主主義・ガバナンス論

[初め,5 レギュラシオン・アプローチと社会主義 - 市場経済論,6 平田清明氏の「市民社会論」を予定していたが、長くなり過ぎたので、後半は次号に"レギュラシオン・アプローチと「市民社会論」――社会主義 - 市場経済論と「市民社会」(続)――"として分割掲載することにした]

「旧・現社会主義」における「市場」導入の過程を追跡してくるなかで、しばしばそれを「市民社会」といわれるようなもっと広い社会的基盤と関わらせて論じていこうとする試みに出会うようになった。とくに、1980年代以降の中東欧の「改革・転換」過程は、それが西側での新たな「市民社会」論の再生をもたらす大きな契機をなしたといわれた。ひるがえって、ソ連・ロシアについては、その「ノメンクラトゥーラ・マフィア的」市場経済化が「市民社会」の未成熟ということと結びつけて語られることが多い。また、中国の「社会主義市場経済」などの展開についても、それとの関わりで消極的に評価されていくことも少なくない。

私は前の稿で、ソ連・ロシアの実際にそくしながら、「市場経済化」と「労働・人間疎外の克服」ということを軸とした「社会主義の民主主義的再生」の試みの過程とそれをめぐる理論的枠組みを整理してみようとした。その内容は次の第1節でも要約するが、そのなかでも次のようなことが明らかにされていた。すなわち、市場の導入は、「国家」の全一的な管理と支配の下に置かれていた生産や労働の主体に自由と権利の拡大をもたらす契機となっていったが、「労働」権や「生存」権などの広い社会的基盤の支えやそれとの連動関係がないと、企業における「経営」への「自主管理」や「参加」、労働による「制御」も掘り崩されていくことになる、ということである。本稿は、「資本主義 - 社会主義」という体制の転換をめぐる「市場経済」と「市民社会」の相互関係について、こんどは「市民社会」論の方から接近してみようとするものである。1980年代・90年代以降の新たな段階での現代「市民社会論」といわれるものにおいては、西側の「新しい社会運動」や東側の「連帯運動」などに見られるように、全体主義的なあるいは権威主義的な「国家」に対する市民の権利と自由、「諸個人の自立とアソシエーション(連合)」ということを基軸において、「国家」と「市民社会」と「経済(市場経済あるいは資本主義経済)」の相互関係が

も映しだされている。ただ、もともと「市民社会」の概念については、ほとんどの論者がその内容は複雑で曖昧であり定まったものとして取り扱うことはできない、としているものでもあった。くわえて、その「市民社会」と「市場経済」の関連づけについては、「『新しい市民社会』論における最大の難点」だともいわれている。現代「市民社会論」をめぐっては、哲学・社会学・政治学・歴史学…等々の広い領域から数多くの研究が蓄積されつつあるが、本稿はそれらの紹介を手掛かりにして経済学の領域に絞りこんで、しかも「社会主義 - 市場経済」のプリズムを通してみた「市民社会」論との接点を整理してみようとする作業の途次のものである。

# 1 社会主義 - 市場経済論からの理論的枠組み

前の稿では、ソ連・ロシアの実際にそくして、「市場経済」化が進展していった諸段階ごとの 理論的枠組みを整理してみようとしたのであるが、初めにそれを「市民社会」論との接点という ことを念頭において要約的にまとめ直しておきたい。

- (1) 1960年代半ば,「市場」の導入による「経済改革」は,企業集団の経営や個人の労働の「自主性」の拡大と「効率性」の向上ということを軸として,「生産物の市場化」から始められていった。それは,30年代型「社会主義」において「国家」(「社会的所有」)のもとに一枚岩的に覆われていた「経営」と「労働」の機能を蘇生させ自立化させていくことになった。ただ,そのさいの特徴は,「効率性」指標であるかぎり,賃金 V がますます利潤 M との直接的な依存関係に置かれ,企業の所得 V+M として一体化されて扱われていくことによく表われていた。後で問題となってくる「労働権」や「生存権」,そして「経営権」に対する規制や参加の課題提起にはかなりの距離があるものであった。
- (2) 80年代に入り、それが「資本(生産手段)の市場化」に及ぶようになると、その「所有」に対しても新たな問題を投げかけてくることになり、所有の主体に関する占有・利用・処分の権利と責任、その意識と行動の問題が論じられるようになる。「市場」の位置づけが、機能論的な次元での計画化の道具(ブルス)というところから、主体に関わる本質論的な次元へと深化していった。

80年代半ばの「ペレストロイカ」では、その「根本的再編の本質」が、「利害をつうじての管理」という軸と「人間的要因の全面的活性化」=人間主体の重視という軸に求められようとした。そして、前者の核心をなすものとして、最終成果におうじた分配、そこへの「市場」の導入の徹底がはかられた。後者については、生産と管理の主体としての新たな人間の位置づけが、「社会的課題」(労働・生活・社会関係における人間主体の全面発達に関わるような)なるものと結びつけて提起されようとしたが、その「社会的課題」は「経済的課題」と分断されて二極的な構造に置かれていくなかで、経済や生産の領域での「効率性指標」にもとづく「市場」化が一面的に進んでいった。

そのもとで、経済的次元における「労働・人間疎外の克服」の課題は、もっぱら「労働集団の 自主管理」にそくして追求されようとしたが、それはやがて変容と解体の結末をたどる(経営の よりいっそうの自立化・効率化への制約という面から、労働集団の個別化・個人の自立化との関連という面

- から、企業の自立化とマクロ的制御との調整という面から)。つまり、「自主管理企業」や「協同組合」など、生産手段と労働の直接的結合を個別生産単位だけでなしとげ、それを領域的に拡大していこうとするし方の限界が明らかとなる。それらを支えるもっと広い社会経済的基盤(しばしば「市民社会」とも呼ばれる)の成熟が必要なのではないか、という問題意識が生まれてくる。
- (3) 「経済改革」の最終段階で析出されてきた課題の共通の枠組みは、生産や労働における主体の権利の確立、それらの自主性・自由と同権・平等――すなわち、一方で企業に関わる「経営権」を正当に容認し、他方で労働者や国民に関わる「労働権」や「生活権・生存権」、さらには「社会的課題」にともなう広義の「社会権」を基礎において、どのような「社会主義的方向性」を堅持した新たな社会経済構造を構築していくのか、ということであった。経営の自立性と効率性を前提としながら、労働・生活・社会の側からそれをどう制御していくか。その「新しい社会経済システム」を実践的・理論的に詰めきれなかったところに、20世紀「社会主義」の制約性と特殊性があったと考えられる。しかし、それは理論化の立ち遅れと言うよりは、「経営権」や「労働権」「生存権」「社会権」など諸主体の自由と権利の課題を意識化させうる実体的基盤が「現存社会主義」の永い歴史のなかですでに侵蝕されていたからである、と言ったほうが適切であろう。
- (4) この「経済改革」最終段階にいたる理論展開の軌跡を整理してブルスは、「資本の市場化」はこれまで社会主義の支柱とされてきたものと矛盾するようになる諸問題をひきおこすことを明らかにした(「中央計画化」との矛盾、所得分配の非労働的要因の合法化という意味で「分配メカニズム」との矛盾、資本市場における危険と責任を担う企業の行動と「国家的所有」との矛盾)。そして、社会主義の枠内での「修正主義」の改革から、それをはみだすような「プラグマティズム」の模索に踏み出そうとした。

このような中で、2つのアプローチの方向が分岐してくる。一方では、公的所有があるかぎり真の分権化と市場経済の作動はありえない、「市場化」はもともと「私的所有」としか両立しえない、社会主義への市場導入は"砂上の楼閣"だった、とする主張がなされてくる(東側の多く、典型はコルナイ)。しかし他方では、主に西側の多くからは(ノーブやベトゥレームら)、この最終段階で社会主義とのつながりが分断されたり曖昧になっていく状況を批判して、資本主義や市場経済の矛盾を克服していくという展望のうえに立って、遠い未来のことではなく一世代位の間に「実現可能な社会主義」として描き直そうとする努力がなされてくる。それは、ハンガリーやユーゴスラビアの経験を反省的に総括したうえで、市場経済の普遍化ということを基礎に置き、企業経営の効率的発展を保証しながら、しかし労働や社会の側からそれに対する民主主義的な規制を与えていこうとする枠組みをもつものであった。市場経済の全面化と効率的な企業経営、各経済主体(所有、経営、労働、生活など)の自由・平等・民主主義のうえに立った「第三の道」(旧「社会主義」でもない、資本主義でもない)を模索しようとする方向である。その背景には、70年代以降の先進資本主義における「自由・民主主義をつうじた社会主義」の新たな路線探求の動きがあった。

(5) 90年代以降における展開の特徴は、ローマーらの「市場社会主義論の第五段階」と称される枠組みによく表されていた。この段階では、「旧社会主義から市場社会主義へ」と「資本主義から市場(をつうじた)社会主義へ」が重ね合わせて論じられることが多くなる。そのさい、後

者が一回限りの「国家的所有」の確立で終わりというのではなく,また前者が「民営化」即「私的所有化」というのではなく,それぞれ多様な所有・経営・労働の構造にそくした民主主義的変革の過程として捉えられていく。「公的所有」か「私的所有」かのレベルだけにとどまるのではなく,現代企業の株式会社に見られるような「所有」と「経営」の分離の構造にまでふみ込んで,各経済主体の自立性と効率性のダイナミズムを「インセンティヴ問題」や「コーポレート・ガバナンス問題」として論じていこうとする。企業は「公的所有=排他的国家管理」から自立して操業し,その「経営」主体の自立性・効率性を軸にして,その上であらためて「所有」の主体(株主)および資本調達や金融(資本市場や銀行),さらには労働者や消費者・市民など「ステイクホルダー」との相互関係と参加が問われていく。そのような構造のなかで,いっそうの社会経済的格差の克服,「平等化」(まず「所得の平等化」――それが必要とする「資産・所有の平等化」)が追求され,そのことが社会主義への志向性と結びつけられていくのである。各経済主体の自立性と効率性を前提にして,多様な所有・管理構造のあらゆる面にわたる「民主化」と「平等化」を陣地戦的に積み重ねていく,という民主主義的変革の過程と構造の枠組みである。

(6) ロシアや中東欧の「体制転換」過程を主導した「ワシントン・コンセンサス」によるマネタリズム的市場経済化は、実体経済の崩壊をもたらし、生産や労働の主体の形成を逆に大きく阻害し歪曲して、企図された「文明的な市場経済」化とは正反対の「粗野な市場経済」化をもたらした。その批判から生まれた「ポスト・ワシントン・コンセンサス」に共通する理論的枠組みは、諸主体の「インセンティヴ」という軸を引き継ぎながら、企業の「コーポレート・ガバナンス」の問題にかかわる柱と新たに社会的な「制度の構築」の課題にかかわる柱、そしてそれらと「グローバル化」のもとでの新たな政府や国家の役割との関連というところに、ほぼ集約されていく構造をもっていた。そのなかで、社会経済的格差(階級・階層間と地域間の格差)と平等化が論じられていく。

新たに論究が深められるようになったのは、社会的な「制度」をめぐる問題であった。「制度」 とは、人々の相互作用と調整にかかわる規範(norm)や規則(rule)で、法令・契約など成文化 されているフォーマルな制約、および伝統・慣習・慣例・道徳的規範など固有の文化や歴史に起 因するインフォーマルな制約の全てを指す、とされる。移行経済の現実にそくして、「制度」が どのように問題にされているのかをみると、いわゆる狭義の市場的制度だけでなく、国家(ガバ ナンス)の制度的な力能,諸主体のインセンティヴや信頼と共同,インフォーマルな市民社会的 あるいは伝統社会的な諸制度などについても広く論じられていることが解る。その「社会的な制 約」(「社会的組織的資本」「社会的制度インフラストラクチュア」),「インフォーマルな制度」をめぐっ て、問題となってくるのは、一つは、「モラル」や「市民社会」や「経済主体間の信頼・同意」 や「ガバナンス―フォーマルなルール」などの相互関係である。もう一つは,「ルール・制度の 多様性」の問題であり,人々の相互交換のルールが「伝統的交換」「中央集権的調達」「文明的な 市場」「闇の市場」など歴史的に類型分けされて論じられる。とくに、ロシアでは「中央集権的 調達」「闇の市場」との繋がりが否定的に、中国やアジアでは「伝統的交換」との繋がりが肯定 的に比較対照され、それらの「経路依存性」が問われていく。「制度」の社会的基盤や多様性が 強調されるのは、「ワシントン・コンセンサス」が「フォーマルな市場経済化」だけを一面的に 絶対視して,他を切り捨てたり従属させたりして社会的諸制度との乖離と実体経済の崩壊を招い

ていたからである。複数的な諸制度の「調和的」「共生的」発展が批判的オルターナティヴとしてうちだされ、社会の発展段階におうじて異なった諸主体の様々な「インセンティヴ」を引きだすことが、経済的パーフォーマンスの最大化をもたらすとされる。

# 2 現代「市民社会論」における経済

J. コッカは、「市民社会」概念の歴史的整理をたどったあと、それが華々しく再生をとげるようになった80年代以降の新たな段階で、「国家」と「経済」との区別と関連のうえに立った注目すべき展開として、一つは、官僚主義的国家に対するラディカル民主主義的批判の伝統と資本主義経済に対するマルクス主義的批判の伝統とに結びつく A. アラートと J. コーエンのもの、もう一つは、コミュニタリアニズム(共同体主義)を志向する M. ウォルツアーらのものを挙げている。他にも、リベラル派のものがあるが、それは「市民社会」を「国家」からは区別をするが、「経済」からは峻別しようとしないものであったとされる。

#### アラートとコーエンの「経済社会」概念

もっとも豊富な手がかりを与えてくれるのは、アラートとコーエンの研究のように思われる。彼らは、「システム」(「国家」と「経済」)と「生活世界」の論理を分化させる J. ハーバーマスの二元論的な社会理論が、「市民社会」の概念の再構成にとってもつ決定的な意義を強調する。「生活世界」の概念は、後ではっきりと提起されてくるようになる「市民社会」の概念にほぼ対応するものであろうが、両者の連関については様々な解釈があるようである。アラートとコーエンの整理では、「生活世界」は「文化」「社会」「パーソナリティ」という3つの異なる構成要素からなり、それぞれ専門化された諸制度の出現をつうじてその構造的分化が引き起こされ、この制度的次元を介して「市民社会」に接合されていく。「市民社会」の核心は、自由な意志にもとづく非国家的かつ非経済的な結合関係およびアソシエーションというところにあって、制度的には権利によって保障されるところの「生活世界」の一つの次元であるとされる。「市民社会」は一連の諸権利の形態においてさまざまな領域の再生産を法的に保障するようなところにのみ存在するとして、その権利の3つの複合体——文化的再生産にかかわるもの(思想、出版、言論、コミュニケーションの自由)、社会統合を保障するもの(結社、集会の自由)、またパーソナリティと社会化を保障するもの(プライバシー、親密性、人格の不可侵の保障)——が分けられる。

さて、上のような「国家」「経済」と「生活世界」あるいは「市民社会」との二元論的な分化によって、一方では、近代市民社会の達成の肯定的な面を分節することができ、それ以前の習慣にもとづく規範的コンセンサスを公開的なコミュニケーション過程にねづいたコンセンサスに置き換え、合理的で連帯的な集合的アイデンティティの能力や責任を発展させる自律的行為者の出現のための条件をあきらかにする。他方では、近代の否定的な面、「国家」と「経済」という二つのサブシステムによってその近代化された「生活世界」が歪められ、「物象化」「植民地化」されていく現実をもあきらかにしうる。

このようなメリットを積極的に評価しつつ、アラートとコーエンは、しかしながらハーバーマ

スにあってはその制度の記述が不完全であって、一つの核心的な点でこの理論枠組みに欠陥があると批判を加えていくのである。つまり、「市民社会」が「物象化」「植民地化」されていくという否定面だけに還元されうるものではないという点である。それはより進んだ平等主義的かつ民主的なアソシエーション形態をうみだす傾向もあるという、市民社会の制度とオルターナティヴの二重性にかんすることであった。これは「新しい社会運動」において、「生活世界」や「市民社会」を消極的に「防衛」するというだけでなく、「国家」や「経済」の「システム」に攻勢的に働きかけて逆にそれを民主的に「制御」していくという性格づけの置き方にかかわる問題でもあった。ただ、このようなラディカル民主主義の立場は、ただちに「全体化する」革命に結びつくのではなく、「生活世界」と「市民社会」の上述の制度的核をとおして、境界を接する様々なサブシステム(「国家」と「経済」の領域へ間接的に影響を与えていく、という「自己限定的な自己反省的なユートピア」であるとされていた。この「市民社会」「民主主義」と「体制変革」との関連については、あとの第4節でさらに検討を深めていくことにしたい。

コーエンは、さらに進んで「国家」と「市民社会」の間を媒介し調整する機能をもつ「政治社 会」という概念,および「経済」と「市民社会」の間を媒介し調整する機能をもつ「経済社会」 という概念を区別する5項モデルを提起し、より具体的な分析へとつないでいこうとする。前者 は、政党、政治組織、政治的公共圏(議会)によって構成され、後者は、生産・分配のための組 織と共同団体、通常は企業、協同組合、団体交渉のための諸制度、組合、評議会などによって構 成される。「市民社会」における共同が自律的なコミュニケーション的行為と自由闊達な意思伝 達によって調整されているにもかかわらず、近代の政治制度と経済制度は権力と富という媒体に よって調整されるしかない。「政治社会」や「経済社会」が「市民社会」の影響力のための受容 体を準備し、「政治社会」や「経済社会」が「市民社会」と「国家」や「経済」との間を調整す る機能が必要不可欠となるが、「政治社会」や「経済社会」が「市民社会」に深く根ざしている こともまた必要不可欠である。「市民社会」を「国家」や「経済」と切り離して対抗するものと して考えるのは誤っており、「政治社会」や「経済社会」という観念が意味しているのはそれら に対する調整のための諸制度であって、それにより「市民社会」が影響力を保持することができ るのである、とされる。ただ、そうであれば、その具体的な「経済社会」の企業という組織や団 体交渉の制度や組合について、市場経済一般とは異なる資本主義経済としての特有な性格づけを 与えていかなければならなくなるが、初めにあげた論文では「さしあたり我々はこれらの(さき の市民的な)権利複合体が、市民社会を資本主義経済(財産、契約、労働の自由)または近代官僚制 国家(市民の政治的権利、クライアントの福祉権利)と媒介する他の諸権利に対して、いかなる関係 にあるかという点は興味をもっていない」とされるに留まっていた。この問題は、次の第3節で さらに検討を深めていくことにしたい。

このようなアラートとコーエンらの展開に注目するのは、「市民社会」と「経済(市場経済あるいは資本主義経済)」との相互関係をほりさげていこうとするとき、それらを切り離したり逆に一体化したりするのではなく、また一方的な「植民地化」の傾向だけでなく逆の「民主化」の運動においてもこれをみていこうとする、両者の区別と関連のさせ方がもっとも全体的であるように思えるからである。そして、両者を媒介するものとして自由と民主主義的権利の「制度」が置かれることである。それは、人と人との相互作用と調整にかかわる規範や規則が、自立した諸個人の平

等な水平的な相互関係のうえに置かれたもので、その性格ゆえに市場経済や民主主義ともつながっていく。私は前の第1節において、市場導入による「経済改革」最終段階での理論的枠組み――生産や労働における主体の権利の確立、それらの自主性・自由と同権・平等、一方で企業に関わる「経営権」、他方で労働者や国民に関わる「労働権」「生活権・生存権」「社会権」という構造を整理し、さらに「市場社会主義論」の第5段階での理論的枠組み――各経済主体の自立性と効率性のダイナミズムが「インセンティヴ問題」や「コーポレート・ガバナンス(企業統治)問題」として論じられ、そのなかでそれぞれの経済主体の民主主義的な参加と社会経済的格差の克服、「平等化」が追求されていくという構造を整理しておいたのであるが、このような構造に対してアラートとコーエンのような展開がもっとも適合的なように思われるのである。彼らにあっては、「市民社会」と「経済」との関係が「経済社会」概念によって媒介されていこうとするさい、企業という組織により具体化されてこれらの諸権利の内容が問われていきながら、他方で市民的な諸権利の複合体というより広い社会的基盤とそれらの相互連動がたえず確かめられようとするからである。

#### ウォルツァーの「共同的社会」概念

では次に、ウォルツァーの展開をみてみることにしよう。それは、「市民社会」「経済」「国家」の区別を強調するアラートやコーエンと対照されたとき、「市場」と「市民社会」をより重ね合わせて論じていこうとするため、2 元論であるともいわれる。アラートやコーエンが、「市民社会」の「自立した個人」の方に重心をかけるの対して、ウォルツァーがその「アソシエーション」の方に重点をおこうとするのも、「コミュニタリアニズム」とされる特徴なのであろう。

ウォルツァーは「市民社会」を、「非強制的な人間の共同的社会(アソシエーション)の空間の命名であって、家族、信仰、利害、イデオロギーのために形成されこの空間を満たすネットワークの命名である」とする。そのネットワークとは、具体的には「様々な組合、教会、政党、そして運動、生活協同組合、近隣、学派、さらにあれこれを促進させ、また防止する諸々の共同的社会」(10頁)である。いま、中東欧だけでなく先進資本主義国においても、この共同的社会の生活はますます危険に晒されようとしているとして、政治的経済的存在である以前のより根源的な人間のあり方としての「社会的存在」、「社会性それ自身のためにお互いに自由に交わり、意見を交換し、あらゆる種類の集団を形成し、再形成していく人々」(20-21頁)の共同社会的生活という概念がまず基底に置かれようとするのである。

そのうえで、善き生活のための「政治」「経済」と「社会」の好ましい枠組みを求める19世紀、20世紀の社会認識論は、いずれも「単一性」の志向のゆえに誤っており、この共同社会的生活の総体をくみ尽くすことができなかったとして、4つのイデオロギーが批判的に検討されていく。一つは、それを「政治共同体」とし、「民主主義国家」とする左派からの解答である。しかし、国家は市民の手のなかに完全に掌握されているとはいえないし、政治は市民の十分な注目をほとんど引いてはいない。つまり、大多数の人々の「現実の生活」ではない。二つは、それを経済活動に絞り「協同経済」のなかに求めようとするもう一つの左派的な解答、マルクスに見出される解答である。それによると、社会的分業と闘争が無くなるとき、国家は消滅するとされる。しかし、経済調整のためにはある種の行政機関が必要であろうし、こうした経済主義的解答がもつ反「政治」性は国家や民主主義の問題への過小評価をもたらす。左派的見解はともに、全ての共同

的生活を体系的に過小評価している。三つは、それを「市場」に求めようとする資本主義からの解答である。しかし、その下での自立的個人の自由は不平等をもたらすし、社会的結束にも寄与し得ない。四つは、ナショナリズムからの解答であり、好ましい枠組みを国民国家とする。しかし、それは個人を一つの民族と歴史にかたくなに同一化することである。その生活は感情的な高揚があるが、社会と経済に関しては危険なことに気ままに浮遊した高揚にとどまり続ける。市民、労働者、消費者が熱狂的なナショナリストに安易にもなってしまうのは、最初の3つの解答が不十分だからである。以上4つの枠組みを批判的に検討したうえで、それらを部分的に否定し(消極面を)、部分的に結合する(積極面を)、「それら4つすべてを受容していて、それぞれが他の3つの答えに対して余地を残すように要求するがゆえに、最終的にはどれをも受容しない」(21頁)という多元主義的な認識の必要性が強調される。

そして、そのそれぞれを接合していく基底に、上述の「共同社会的生活」が置かれようとするのである。「市民社会」「共同的社会」と「市場」との関係についてみれば、「もっと現実的な見解」をもち、両者は「もっと順応している」とされる。「市場はそれが共同社会のネットワークに組み入れられる時、所有の形態が多元化する時、疑うべくもなく市民社会論と最も調和する経済編成なのである」(22頁)。共同社会的ネットワークでは、小集団の人々が数多くの小さな決定をなし、ある程度は国家や経済にかかわる大きな決定をくだすが、より濃密に組織されたより平等な市民社会ではこの両方の決定をさらに効果的におこなうことができる。しかし、このことは資本主義経済を受容する必要があるということを意味するものではない。「すべての資本主義社会において、市場は不平等を生み出す」、「問題なのは、不平等が、通常、支配と根本的剝奪へと移行してしまうことである」(24頁)。「市場」が「市民社会」の内部にしっかりと措定され、「組み込まれ」、政治的に制限されているのなら、不平等を制限し抑制することができる。同様に、「国家」や「ナショナリズム」についても、その質は、市民社会のなかで決定され、共同的社会のネットワークの強度と密度とに依存する。

そのさい、市民社会は「家族的企業、公共企業体、労働者のコミューン、消費者団体、多種多様な非営利団体など、さまざまな市場の行為者」を包含し、「これらはすべて市場外に源泉をもつにもかかわらず、市場内で機能する」(24頁)。「国家」と「市場」の質は、これらの集団や組織によって拡大され高められる。国家に帰属するのではなく「その内部にある諸集団のなかに国家の組織が存在する」(25頁)のである。つまり、このような行為者の集団や組織の内実を媒介として、「国家」「市場」と「市民社会」との相互関係が展開されていこうとするのである。この枠組みは、アラートやコーエンの「経済社会」における企業や組織による媒介の構造と相似のものといえるが、ウォルツァーが資本主義企業を含む企業一般にかんしてはそれから除外しているように思われるのが注目されるところであろう。

「国家」についても、共同社会のネットワークは国家権力の諸機関を包摂しうるとしても、それらとの連携、それへのある種の統制や活用なしにはやっていけない、とされる。国家は、市民社会の枠組みをつくるとともに、そのなかで一つの位置を占めており、すべての共同社会的生活の行為領域の限界条件や基本的規則を定める。また、構成員たちに共通善についての考察を促す。市民社会は、それ自体が任意なもので大小の諸集団の間の不平等な力関係を一般化してしまうか

らである。市民社会は、自分たちの利害が自分および仲間の利害よりも広がっていき、共同的社会のネットワークを養い擁護する政治的共同体を育むような市民を生み出す能力の有無によって真価が問われる。民主的市民社会は、それを構成する人々による単一的な自己決定の過程ではなく、数多くの様々な調整されない諸過程をつうじて統制される。民主的国家のみが民主的市民社会を創造でき、民主的市民社会のみが民主的国家を支えることができる。

このようにして、「批判的共同的社会論」と呼ばれる視点が擁護され、「(1)市民が国家の(いくつかの)行為に責任を負うためのより多くの機会がもてるように、国家の非中央集権化を推進すること。(2)協同的であり同時に私的な市場の行為主体により大きな多様性をもたせるように、経済を社会化すること。(3)種々の歴史的アイデンティティを認識し、擁護するのにさまざまな方法を駆使して、宗教的モデルを基礎として、ナショナリズムを多様化して飼い慣らすこと」(31-32頁)という市民社会のプログラムが提起されるのである。

さて、以上のようなウォルツァーの「市民社会論」のなによりの特徴は、その「共同的社会」 といわれるものについての理解にあるであろう。論議のなかでも、「コミュニタリアニズム」の 「アソシエーション」の内容をめぐって、それが個々人の自由意思による選択的な「連帯共同体」 型であるのか、あるいは生得的・運命的にはめ込まれた伝統的な「親密共同体」型であるのかが 問われていた。ウォルツァーの「共同的社会」のなかには、「近代主義的解答のなかではおもに 無視されている」(25頁)ものも含まれ、前者のものだけに限定されないところにその特徴があ るように思われる。おそらく問題はあれかこれかではなく、山口定氏がいわれるように「『親密 共同体』型アソシエーションの裾野の広がりと『連帯共同体』型アソシエーションのレベルの高 ざ」というなかでの位置づけが必要とされてくるであろう,と私も考える。そして,そのさいの 「裾野」に当るものが、前節の最後でふれた「体制転換」後にあらたに注目を集めるようになっ た「社会的な制度」「インフォーマルな制度」をめぐる問題とつながってくる内容ではないであ ろうか。そこでは、現実の「インフォーマル・セクター」にそくして、それらの基礎に広くみら れる「家政経営」と呼ばれるもの(ウォルツァーの「家族的企業」にほぼ当る、仕事を自分でおこして 労働と生活を支えていくという,所有=経営=労働・生活がまだ未分化のままで一体化したもの)が起点 におかれ、やがて「所有」と「経営」と「労働」「生活」のそれぞれの機能が分化していって私 的営業・企業の生成につながっていく、という一連の進化的過程のなかにそれらが位置づけされ て「市場」との連関がたどられていこうとしていた。そのなかにあっては、たんに「連帯共同 体」型の自立した個人のばあいについてだけでなく、社会の各発展段階におうじて異なった諸主 体の様々な「インセンティヴ」と「共同性」を最適に引きだすことが、経済的パーフォーマンス の最大化をもたらしていくのである。「市民社会」「共同的社会」と「経済」(市場経済あるいは資 本主義経済)とを媒介する接点をより具体化していこうとするとき、その核に企業や組織、それ らのネットワークが共通してとりだされていきながら、ウォルツァーのような「家族的企業」な どの置き方とアラートやコーエンのような「(資本主義的)企業」の置き方の違いが見られるので あるが、それら双方を結びつけていく手掛かりを与えてくれるような「裾野」の位置づけが大事 であろう。これは、中国やアジアの市場経済化における「伝統社会」「基層社会」論と呼ばれる 問題とも関わってくるもので、「市民社会論」を西欧社会だけにシフトさせないためにも重要な 視点ではないかと考えるのである。

# 「市民社会」概念の整理(吉田傑俊)

本稿は、複雑多義といわれる「市民社会」概念について正面からその精緻化をめざそうとした ものではなく、社会主義 - 市場経済論に必要なかぎりでの接点の整理を進めながら、少しでもそ れに接近できればという途中の試みにしかすぎない。しかし、ここで私の「市民社会」の理解に ついて、いちおうは述べておかなければならないであろう。私は管見のかぎりで、吉田傑俊氏の ようなマルクスの整理の内容にもっとも共感を覚えるものである。それは、マルクスの理論にあ っては「階級社会史観」とともに「市民社会史観」が両立しそれが内在的な相互関係にあるとし て、その「市民社会」概念を次のような3層――①「これまでのすべての歴史的諸段階に当然存 在した生産諸力によって規定され、逆にそれを規定しかえす交通形態」としての歴史貫通的な 「土台」としての市民社会、生産様式・交通形態、生産諸関係、②ブルジョア的市民社会=資本 主義社会、③「諸階級とその敵対関係を排除する一つの協同社会」としての市民社会――からな る重層的構造としてとらえる。その②も、「商品生産・商品交換関係」と「資本・賃労働関係」 の拮抗(「領有法則の転回」の問題)としての下部構造――「市民間関係」と「階級関係」が拮抗す る上部構造――公的表現としての「国家」という重層的構造からなる。従来、その「階級社会」 論の側面が強調され、「市民社会」論の側面が軽視されてきたといえるが、マルクス市民社会論 の全体的検討をとおしてその現代的意義はむしろ大きくなっているとして、両者の区別と結節を ふまえて、市民間関係の平等性を軸にして不平等の根源である階級関係に迫っていく、またそれ と関わって「市場」についてもそれを利用しつつ止揚していくという過程が明らかにされるべき ではないかとする。私の課題意識もこのような整理とほぼ同じところにあって、本稿はそれを 「社会主義-市場経済」の関係にしぼって一歩深めてみようとするものにほかならない。

#### 歴史的現実にそくして (コッカ)

以上、「市民社会」と経済あるいは国家との相互関係について、アラートとコーエンやウォル ツァーらの理論的展開を中心に検討してきたのであるが、歴史的な現実にそくした整理としては 次のようなコッカのまとめがもっとも総合的であるように思われる。すなわち, 市民社会の論理 は言説、紛争と協調を基礎とし、個人の権利を保障するが、また連帯と社会化、市民的徳性と普 遍的福祉への志向をも要求する。そのことによって、競争と交換、個人的決定と個人的利得の論 理にもとづく市場とは区別される。市場の諸原理が経済を超えて社会的諸関係、文化的活動、生 活世界に浸透するならば、市民社会を脅かし空洞化させる。市民社会構想の今日的魅力は、世界 中で勝利しあらゆる部面に進出している資本主義に対して内的な制限を加えようとする希望に由 来する。しかしながら他面では、経済は正当にも市民社会の中心的位相とみなされてきたし、経 済は市民社会の推進力であり要素であった。市場経済の成立と成功は、市民社会的構造(社会的 結合,信頼,「社会的資本」など)によって容易にされ、支えられている。だが、市民社会がすべて の経済形態と両立可能なわけではなく、決定と権力の非集中化が欠けている場合には市民社会の 展望は暗い。労働というカテゴリーは、経済に属するのみならず、市民社会の領域にも属する。 市民社会と資本主義の関係は、多義的でアンビバレントであり、相互に規定的である。同様に、 市民社会と国家の関係についても、対立と断絶という形で議論がなされているが、しかしそれら はいつも互いに緊密な関係にあり、人権と市民権の擁護、法治国家・立憲国家の原則、高い水準

での広範な参加,などが要求される。国家と社会の変化する関係こそが,市民社会の概念にとってむしろ本質的な意味をもつのである,とする要約的な整理である。

# 3 「市民社会論」における市場経済 - 資本主義経済

さて、これまで「市民社会」と「経済」との関係を検討してきたのであるが、そのさい経済を「市場経済あるいは資本主義経済」という表現で一括りにして、両者をとくに区別しないで論じてきた。しかし現実の諸問題にそくしては、例えば、市場経済は「市民社会」により親和的であり、市場経済も不平等を生みだすとしても、それが資本主義のもとで所有や資産の不平等と関わって「支配と根本的剝奪へ移行」(ウォルツァー)することになることとは、区別されて取り扱われる場合が多く見られた。いま、「市民社会」と「経済」との相互関係をより具体的に展開しようとするさいの媒介環として登場してくるようになる企業や組織の概念に関わっては、どうしても「市場経済」と「資本主義経済」との区別が問われざるを得なくなるのである。この問題がもつ意味を反省的に考えさせてくれるのは、B. ジェソップの理論展開であろう。

#### ジェソップの「資本の自己価値実現」論

ジェソップも大きくは、ハーバーマスの「生活世界」(不十分な規定ではあるが、「市民社会」とも 呼ばれているとして)と「システムの次元」(資本蓄積と国家権力)との区別という枠組みに立脚し (ただ、「システム」には社会的行動主体を含めたり、「生活世界」には特定のシステムの論理につながるも の以外に全てのアイデンティティと関心や価値と慣例を含めたりして、概念の拡充をおこないながら、12-13頁、74頁)、そのうえで「資本蓄積」ということを基礎に置いて「国家権力」との相互のつなが りを理論的に展開していこうとするのである。だから、その「経済」は「資本 - 労働関係」とな ってくるのであるが、そのさいの特徴は、「労働」が入ってくると市場メカニズムだけではその 再生産ができなくなり、それを補完したり調整したりするガバナンスが必要となるとして、国家 の機能がそれとの関連で展開されていくところにある。つまり、資本主義の最も基本的な特徴は 商品形態が労働力にまで一般化していることにあり、本来市場の外にある非市場的要因(土地な いし自然,貨幣,知識,労働力)が「擬制商品」となるのであるが、それらは市場メカニズムによ って生産されるわけではない。それが、労働市場に参入してくるかぎりであり、また、労働過程 でこれを強制しうるかりでのことで、ここに市場型と非市場型の諸制度や諸社会関係によって調 整されていかざるをえないところにある、とされる(18-22頁)。ジェソップが、マルクスの政治 経済学批判を出発点としながらも、レギュラシオン・アプローチを高く評価してこれにも依拠し ようとし、「資本主義を、生産の様式であり、調整の対象である」(17頁、72頁)としてその基本 的特徴を規定しようとするのは、この故に他ならない。

そして、その展開は、労働力が商品形態をとることで市場を媒介として、「資本の自己価値実現」「資本循環」「資本の自己転回」(22頁)がいかに成し遂げられていくか、というところに置かれていくことになる。そこでは、「価値」一「貨幣」一「資本」としての「自己実現」「自己転回」が主体に据えられ、「労働」はそれを安定的に遂行するための調整の対象として、「資本のコ

ントロールに服する」(23頁)「実効的にコントロールされる」(31頁)「継続的にコントロールしうるかどうか」(34頁)という外的な条件としてしか位置づけられない。続いてマルクスの場合と対比してみていくように、「資本 - 労働関係」の内在的な発展のなかでの労働主体の変化と発達あるいは資本主義企業における労働の経営に対する民主的な制御や参加などの問題には積極的につながっていかない構造をもっていた。ジェソップの労働力の社会的再生産にかんする展開は、次のようなものであった。労働力の市場媒介型賃金関係による調整は、労働者の消費をして資本の必要に応えることができない労働力の再生産をもたらしかねないし、また、労働過程での過剰収奪や損害(例えば、事故や職業病)あるいは教育や訓練の節約などによって労働力の再生産が十分におこなえない、さらには、とりわけ失業のさい労働者は自らの労働力の再生産を集団的に守ることが困難と考えるようになる、という次元のものであった。

この労働力の商品化は、労働市場と労働過程を資本と労働者との階級闘争の場に変えるが、そ の「基本的経済闘争」「経済的階級闘争」は、他の多くの経済的・経済外的規定要因を含みうる し、また狭義の経済の範囲を超えて他の社会組織の諸領域にも及びうる、とされる。さらには、 労働力が擬制商品であるだけに、その最も有効な価値実現と剰余価値を領有しようとする資本間 競争も生まれることになる。そして、これらの間の資本主義的競争と階級闘争の間を媒介し、利 潤を目的として社会の多様な生産分野に諸資源を配分する法則が「資本主義の最も重要な一般的 法則」としての「価値法則」(23頁)であるとされるのである。つまり、経済およびあらゆる経 済外的・社会的分野において、経済的資源および労働などの経済外的資源を社会的に配分し調整 していく基本的な法則として「価値法則」が置かれていくのである。これが、「価値の自己実現」 を基調に置いて、その下で経済と社会の全体的な編成を展開していくということがもつ含意なの であった。だから、資本主義の調整機能は次のような矛盾と敵対的性格につきまとわれている。 一つは、市場を媒介とした関係が、不安定と矛盾のなかで可変的な経済外的諸条件に依拠せざる をえないこと、二つは、資本関係に様々な構造的矛盾と戦略的ジレンマが内在しているだけでな く、それらを調整していく局面において可変的な接合の変化を帯びること、三つは、資本循環や 社会構成体においてそれらが再調整されガバナンスされていくとき、それをめぐる対立が存在す ること, である。

ジェソップのこのような「価値―資本の自己実現」「資本循環」を基調とする理論展開は、「市場経済」を基礎に置いて普遍的に、資本主義経済の総体における、さらにはその生産や労働の領域だけでなく生活や社会の領域までをもふくんだ全体の編成における、価値関係による包摂と支配の様態を体系的に解明していくうえで、積極的な側面を切り開いているように思われる。法体系のような資本蓄積の一般的な外的諸条件――土地・貨幣・労働力・知識のような「擬制商品」――労働市場と労働過程における「資本 - 労働関係」――資本蓄積と社会編成における経済的条件と経済外的条件――生産諸力の社会的性格の変化、国際化など――安定的な蓄積に必要な空間的・時間的位相の設定、国家の機能――資本主義の矛盾とジレンマの再調整による広い政治的・社会的影響への対処、という「資本の再生産」の体系(383-385頁)にそった一貫した展開である。しかしながら、そのさいの最大の問題点は、先にふれたように「資本の自己価値実現」ということが主体となっていく展開のなかで、「労働」がその外的諸条件として切り離されて置かれ、その調整の客体的な対象としてしか位置づけられていかないところにあった。「資本 - 労働関係」

の内在的な矛盾と発展、そのなかでの変革的契機としての労働主体の発達、さらに具体的な資本 主義企業における労働の経営・管理に対する参加や制御などの問題につながっていかない構造を もっていたことである。「生活世界」や「市民社会」における生活・労働の主体の展開が、「資本 主義経済」になると労働の主体の展開としてはつながっていかないことがもつ問題である。

#### 『資本論』における変革主体の形成

ここで、同じマルクスの資本蓄積論に拠りながら、それをジェソップのような「資本循環論」としてではなく、なによりもまず『資本論』第1部の「資本と労働」の直接的生産過程における関係を基軸として整理し直しておくことが必要であろう。

資本主義的生産における労働と生産手段の分離は、労働する個人が生産手段に対してとりむす ぶ関係において、自然生的な大地や個別的で分散的な労働用具からときはなたれるということで あり、労働する個人が相互にとりむすぶ関係において、自然生的なあるいは第二次的な共同体の 狭い枠からときはなたれるということであって、そのもとで労働の社会的または共同的な結合が 発展させられていく。この分離した過程のなかで、「価値」範疇がどのように関わっていくのか、 その論理展開の要をなすのは次のようなところにあろう。つまり、資本と労働の間では、「労働 力」商品の売買をめぐる交換過程では商品所有者どうしの売り手あるいは買い手としての「自 由」と「平等」が出発点となり基礎となるが(第1部183頁, 182頁), 「労働力」の実際の消費であ る労働過程・生産過程においては、資本の側は買い手としてのその使用の権利を主張し、労働の 側は「労働力=人間の再生産」が前提であるから「正常な」人間らしい労働や生活の諸条件が充 たされることを当然主張する。「どちらも等しく商品交換の法則によって保証されている権利対 権利である。同等な権利と権利とのあいだでは力がことを決する」(249頁)。この上で、なによ りも絶対的剰余価値の生産=「労働日」の延長と短縮をめぐる闘争が繰りひろげられていくこと になるが、そのさい「個別的な労働者、自分の労働力の『自由な』売り手としての労働者は無抵 抗に屈服する | (316頁) ことが明らかとなり、「結社(アソシエーション) | や「労働組合 | による 団結が生まれ、「資本家階級と労働者階級とのあいだ」での闘争に発展していく。そして、「国家 権力によって施行される一般的法律」一「工場立法」をひきだす。労働時間の短縮は、「人間的教 養のための、精神的発達のための、社会的諸機能の遂行のための、社交のための、肉体的および 精神的生命力の自由な営みのための時間」(280頁)を確保し、「ある精神的エネルギー」と「つ いにはかれらが政治的権力をにぎることになるようかれらを導いている」(398頁,工場監督官報告 書よりの引用)。これらは資本主義生産がうみだす労働の社会的結合を物質的基礎としてもたらさ れていくものであるが、しかしその結合は資本によって買い集められ、その剰余価値生産のため に編成されたものであって、それが発揮する社会的な生産力も資本の生産力と資本の権力に転化 していく(350-353頁)。資本の権威と支配のもとに、完全に編成された階層制および社会的な機 構という形態をとって労働に相対するようになる。次のガバナンス問題にでてくる「ヒエラルキ 」という性格は、資本と労働のこのような関係の内容をもってまず規定されていかなければな らないであろう。

資本と労働のあいだの相互関係のいっそうの展開は、相対的剰余価値生産の諸段階にそくして たどられていく。協業は、それに入る個別的諸労働の調和をはかる指揮・監督・媒介の機能を必

要とするが、それが資本の統括のもとでおこなわれるところから生産過程における労働の内容と しての精神的力能が労働から疎外されて資本に移譲され、精神的労働と肉体的労働との分離・対 立がうみだされていく。これらの管理機能は分離されて、結合された労働者によって担われてい くことにもなるが、「産業仕官(マネージャー)」と「産業下土官(職工長)」と「産業兵卒」、「労 働監督者」と「筋肉労働者」からなる支配・従属の階層的構造がつらぬかれていくのである (350-352頁)。マニュファクチュアは、個別的労働力の根源を襲ってその労働様式を根本的に変革 し、分業と専有機能化を発展させるが、部分労働者を生涯にわたる不具の奇形者として、資本へ の無条件的従属の技術上の根拠を与える。機械制大工業は、技術的にはこのような旧来の分業体 系をくつがえし、労働の均等化または水平化の傾向をうみだし、また労働の転換、労働の流動、 労働者の全面的可動性をもたらし、将来の「全体的に発達した個人」の物質的基礎をつくりだす。 しかし、他面では「その資本主義形態において、古い分業をその骨化した分枝をつけたままで再 生産していく」(442頁, 511-512頁)。人間の全面的な発達は、このような精神的力能の喪失と支 配・従属の階層的構成による労働の一面化を止揚していくことと結びついてもたらされていくが、 そのさいの一つの要因に「工場立法」の教育条項による労働と教育の結合があげられる。かくて、 総括的に「生産過程の物質的諸条件および社会的結合を成熟させるとともに, 生産過程の資本主 義形態の矛盾と敵対関係とを、したがってまた同時に新たな社会の形成要素と古い社会の変革契 機とを形成させる」(526頁)のである。

さらに、再生産と蓄積の過程をへて、「所有は、資本家の側では他人の不払い労働またはその 生産物を取得する権利として現れ、労働者の側では彼自身の生産物を取得することの不可能とし て現れる。所有と労働との分離は、外観上両者の同一性から出発した一法則の必然的な帰結にな る」(「領有法則の転回」610頁)。第1部7編24章は、このような蓄積過程を、「個々独立の労働固 体とその労働諸条件との癒合にもとづく私有」から「他人のではあるが形式的には自由な労働に もとづく資本主義的私有」へ、さらに「協業と土地の共有と労働そのものによって生産される生 産手段の共有とを基礎とする個人的所有」へという歴史的傾向のなかで、総括して位置づけをお こなったものであった。

以上のような資本と労働の関係を基礎において、『資本論』第3部では資本の側での形態の変化、私的資本から社会資本(会社資本、直接にアソシエートした諸個人の資本)への転化が、周知の「株式会社」にそくして論じられていくのである。そこでは、「貨幣資本家」が「機能資本家」(マネージャー)と分離し、所有が機能(経営)と分離し、現実の再生産過程の機能から切り離される。マネージャーから最下級の賃労働者にいたる全てをふくむ現実の生産者にたいして、生産手段が他人の所有として疎外され対立する。それは、資本が現実の生産者たちの所有に転化され、再生産過程の機能がアソシエートした生産者たちの機能(社会的機能)に転化されていく通過点となるのであり、資本主義的生産の内部での対立の消極的な止揚であった。他方で、労働の側での「生産協同組合」の形成は、この工場の内部でではあるがその対立を積極的に止揚したものとしての意義をもつものであった(第Ⅲ部401-403頁、452-456頁)。

#### アプローチの3つの論理的次元

さて、このようなマルクスの展開を基礎において、「市民社会」論における「経済」を「資本

主義経済」として具体的に論じていこうとするとき、次のような幾つかの論理的次元を経るアプローチが必要なように思われるのである。

第一は、まずなによりも「資本-労働」の直接的な関係を基軸において、「剰余価値」生産 (絶対的・相対的)をめぐる内在的な矛盾の展開としてたどっていくことである。アラートとコーエンらは、「市民社会」と「経済」との相互関係を媒介していく環として主体の自由と民主主義 的な権利の制度 (人と人との相互作用と調整にかかわる規範や規則が、自立した諸個人の平等な水平的な相互関係のうえに築かれた)を置き、その「市民的な権利の複合体」が「資本主義経済の財産、契約、労働の自由」をめぐる諸権利に対してどのような関係にあるか、が問われてくるようになることを示唆していた。そのさいの展開の筋は、上記の「労働日」をめぐる「資本」と「労働」の権利と権利のあいだでの闘争、「結社 (アソシエーション)」や「労働組合」、「国家権力」と「一般的法律」に媒介されて、「労働権」と「生活権・生存権」さらには「社会権」をめぐる社会的な制度が、「所有権」に対抗して生みだされていくところにあろう。

第二は、その経済主体の自由と民主主義的権利の制度が同じく媒介環とされて、アラートやコーエンあるいはウォルツァーらによってより具体的に企業や組織としての内実が問われていく次元であり、それらの質の高さが逆に一方での「市民社会」全体のあり方を、そして他方での「経済」や「国家」のあり方を規定していくものともなることである。それは、第1節で「経済改革」の最終段階と「市場社会主義論」の第5段階での理論的枠組みとして整理しておいたように一現代企業の「株式会社」の形態にみられるような「所有」と「経営」の分離を前提にして、各経済主体の権利、その自主性・自由と同権・平等を、一方では企業に関わる「経営権」として、他方では労働者や国民に関わる「労働権」「生活権・生存権」「社会権」として措定し、その「経営」主体の自立性・効率性を軸にして、その上であらためて「所有」の主体(株主)および資本調達や金融(資本市場や銀行)、さらには労働者や消費者・市民など「ステイクホルダー」全体との相互関係と民主主義的な参加、そして「経営権」に対する制御を追求していこうとする構造と重なり合うものであった。

第三は、この企業や組織の内部構造のあり方が、社会全体の自由や民主主義的制度と相互連動していく関係である。ウォルツァーがいうように、「国家」と「市場」の質はこれらの組織や集団のいかんによって拡大され高められるが、逆に「労働権」や「生存権」は法律や国家によって社会的にフォーマルな制度化を与えられる。また、生活や社会、コミュニケーションなどの広い領域における民主主義的権利の発展が、企業における労働者の運動や闘争を支え拡充していくのである。第1節の最後でふれた「体制転換」後の理論的枠組みにおける「コーポレート・ガバナンス」を軸とした「社会的な制度」「インフォーマルな制度」をめぐる問題のなかで、「経済」と「市民社会的あるいは伝統社会的な諸制度」とのこのような相互関係が具体的に問われていこうとしていたのだといえる。とくに、ロシアのような場合、企業の内部構造における「所有」と「経営」さらには「労働」の機能の分化、それぞれを担う主体の自立化のプロセスがきわめて未成熟であり特異性を帯びていることが、その社会経済構造全体における「労働権」や「生存権」「社会権」、ひいては自由権や民主主義的権利の不十分な確立ということと強い相関関係をもっているからである。

ところが、ジェソップの「資本循環論」を基礎においた展開では、生活の領域を含む全社会的

編成における「価値の自己実現」による包摂が広範に説かれていく反面で、基軸となる「資本 -労働」の関係が背後に退いていくことになる。これを逆転させて、それぞれ組替え直していくこ とが必要ではないかと考えるのである。ジェソップの蓄積論では、蓄積が社会全体の支配原理・ 編成原理になりうるかどうかが課題であるとされ、次のような4つのメカニズムが展開されてい った。第1は「経済的規定」で、資本が外的諸条件である賃労働を継続的にコントロールし得る かどうか、アナーキーな市場諸力と競争を相互調整し得るかどうか、第2は「生態的優位」で、 資本主義経済は他の諸システムや生活世界に依存し、非経済的諸要因と緊密に結びついているの であるが、それらを生態的に優位に編成し得るかどうか、第3は「経済的支配」で、経済におけ る資本分派どうしのあるいは経済的なものと経済外的なものとの接合に関わる支配権力の構造、 第4は「経済的ヘゲモニー」で、資本の「一般的経済利益」が対立的社会諸勢力間の制度的妥協 となっていることである。「資本 - 労働 | 関係から広げられていくことによって、「階級闘争 | の 概念も「包括的意味で理解された資本主義経済において、自己価値実現の諸条件を確立・維持し、 あるいは、回復しようとする闘争に限定されるべきである」(44頁)とされていく。そして、「賃 金や労働条件をめぐる闘争のみならず」(44頁)という表現や「資本主義における階級利害をめ ぐる闘争よりも | (45頁) という表現のうらで、マルクスのような「資本と労働」関係の積極的 展開が消えていく。だから、資本による調整様式は矛盾の解決を繰り返しつつ、いつまでも続く ことになり、「資本蓄積の論理と階級闘争が、あるいは、いずれかが描かざるをえない最終目的 地など存在しない」(28頁)ことになってしまうのであった。労働主体と結びつけた民主主義や 変革の契機が見出せなくなるという問題である。

# 4 「市民社会論」における民主主義・ガバナンス論

#### 民主主義論と「資本主義 - 社会主義」体制

現代「市民社会」論においては、「民主主義のバージョン・アップ」ということが論じられ、その一つの中心に据えられようとするのが「アソシエーティブ・デモクラシー」(結社民主主義)の概念であるといわれる。それは、「旧社会主義」型国家やケインズ主義型国家のもとでの官僚制的支配に対する批判のなかから生まれたもので、自立した諸主体が自由にとり結ぶ連帯・アソシエーションを基礎にして、それらの国家に代わる新たな社会的ガバナンスを編成し直そうとするものであったといえよう。そこでは、一方ではアソシエーションの質としてその内部構造のあり方が問われ、他方ではそれらの間における社会的なガバナンスの編成のし方が問われていく、という2つの方向での展開がなされつつあるように思われる。ただ、政治学の諸研究で指摘されているように、この民主主義のバージョン・アップはかならずしも「資本主義 - 社会主義」といった体制変革と結びつけて論じられているのではなく、現在の民主主義の機能不全(例えば代表制民主主義もしくは間接民主主義の)を補完するものとしての位置づけを与えられている場合も多いようである(代表的なP.ハーストの「アソシエーティブ・デモクラシー」論)。しかし、源流的にはグラムシの立場にたつ「アソシエーション」―「市民社会」論があるとされ、それらの「陣地戦」的な積み上げによって国家変革・体制変革に迫っていくという革命戦略のもとに展開されたもの

といわれる(「市民社会による国家の再吸収」構想)。「資本主義 - 社会主義」における「市場経済」と「民主主義」という本稿での視角にとっては、後者のような位置づけの方がより適合的なのであるが、前者のような機能不全の補完論にあっても、民主主義化を社会経済的領域で徹底させていこうとするその過程にかかわる論理構造には学びとるものが多くあるように思われる。そして、そこでも国家の役割を少なくみるか重くみるかという論争があるとされ、国家との関係が問われてくることになるのである。

# 「市場社会主義論」と「アソシエーティブ・デモクラシー」

「市場社会主義論」の第5段階においても、このような「アソシエーティブ・デモクラシー」 論との関わりが論じられていた。前稿で紹介・検討しておいたように、この段階での代表的な論 文18本を収録した P. バーダンと J. ローマーの編纂による『市場社会主義』(1993年)には、主流 の展開をなす企業の所有・経営構造の変更を問題としていく一連の諸論文と並んで、市場社会主 義と呼ぶには適当でないとされながら J. コーエンと J. ロジャーズの「アソシエーティブ・デモ クラシー」と題する第14論文(前稿では、「協同団体的民主主義」と訳しておいた)が「資本主義への オルターナティヴ」という第3部に載せられていた。その企業の所有・経営構造の問題を論じた 論文は、さらに2つの系列に分かれ、一つがローマーらのように現代企業の普遍的な形態として の株式会社における所有と経営の分離の構造にそくした"メイン・ストリーム"とされる展開 (「経営者管理企業」型など) であり、もう一つは従来の「労働者所有・管理企業」型の流れをくむ 構想(第15論文の J. ドゥレーズ, 第16論文の M. フルーベイ, 第6論文の E. ワイスコップ) があった。 「市場社会主義論」の第4段階までの展開が,もっぱら「国家=中央計画化=非市場経済」対 「企業=自律性=市場経済」という枠組みの下におこなわれていたものが、市場の普遍化にとも なう第5段階では領域論的設定ではなく、その企業の質と行動が問われていくようになり、企業 の内部構造が諸主体の権利 (所有権,経営権,労働権,生活権など) にそくして論じられるようにな る。現代「市民社会」論においても、「領域論からアクター論へ」ということが問題となってき ているとされるが、これと重なるように各アクターの権利と行動の次元に降りたところから市場 経済との関わりが論じられようとするのが特徴であろう。

さて、コーエンとロジャーズの「アソシエーティブ・デモクラシー」論は、現代資本主義社会に広くみられる多様な種類の市民の組織を「第2のアソシエーション」(「第1のアソシエーション」である家族、企業、国家とは区別される、労働組合、雇用者団体、市民ロビー、弁護士グループ、慈善・サービスの任意セクター、その他の私的グループなど)と呼び、従来は労働組合という1種類のみに関心が集中されてきたが、あらゆる多様なアソシエーションの力能を強化して、労働組合とともに会社にその行動を変更するように迫り、その所有権にたいし事実上の変革を求めていこうとするものであった。アソシエーションの活動は、民主主義にとってのマイナス面(分派的要素)とプラス面(情報、代表権的平等、市民教育、オルターナティヴな統治)をもつが、その高い水準があってはじめて平等主義的民主主義的規範は社会のなかに安定化するとされるのである。

この段階での「市場社会主義論」を主導するローマーらも、このような「アソシエーティブ・デモクラシー」の提案を先進資本主義社会におけるより民主的な経済への移行にとっては最も直接的には有用なものであると認める。しかしいまは、長期的な社会主義の目標に接近するための

資本主義からの次の一歩という短期の視点にたったとき,まず企業における現存の所有と経営の構造を手掛かりにアプローチしていく「経営者管理企業」型の市場社会主義に勝るものがあるだろうか,と主張するのである。そして,逆に反問を提出し諸協同団体(アソシエーション)の厚い層の下からの力能強化をいったい誰が組織するのか,という批判を投げかけるのである。おそらく問題は,あれかこれかではなく,一方における企業の所有・経営・管理の構造(コーポレート・ガバナンス),その民主化と平等化のいっそうの展開が,他方における「アソシエーティブ・デモクラシー」をめぐる社会的ガバナンスの編成全体と,どう連動し合っていくのかという中長期の総体的な枠組みをどう考えるかにあるであろう。そのさい,アラートやコーエンらが具体化しようとしていたように,諸主体の民主主義的な権利と制度(「所有権」「経営権」あるいは「労働権」「生存権」など)ということが,これら双方の軸を媒介していく環となって浮かび出てくるように思うのである。

アラートやコーエンらも、中東欧の体制転換を経験するなかで、「市民社会」の諸主体やアソ シエーションの民主主義的な運動がどう国家や体制の変革とつながっていくのか、という新たな 理論化の課題を提起するようになる。一つの課題は、市民社会の公認され制度化された構造(あ るいは「制度としての市民社会」) とインフォーマルな社会的ネットワーク・社会的連帯・社会的諸 関係(あるいは「運動としての市民社会」)との区別である。ソ連や中東欧には、制度化され合法的 に区別された社会生活の諸領域という意味での市民社会は存在しなかった。市民的不服従と革命 との区別は、制度的破壊という目的の有無によって理解されうる。この制度化と運動との関連は まだ完全に明確になったわけではない。さらに、これらと社会的なるものとの関連、制度化され た市民社会にとっても有効であろう法や権利に関する社会学はまだうち建てられていない、とさ れる。もう一つは、移行の経験が教えてくれたことは、自己制御の戦略であれ、革命的戦略であ れ、市民社会だけでは体制変革を起こすことができないということであった。さきにふれたよう に、彼らは「市民社会」とより具体的・媒介的な「政治社会」とを区別しようとしていたが、そ れはアソシエーション的生活の二つのレベル、すなわち転換期において活発化するその生活と一 般的な民主的社会におけるその生活を区別して扱うためであった。そして、体制変革の過程にお ける「市民的なるもの」と「政治的なるもの」との複雑な表裏一体の関係、そのなかでの民主主 義の安定と展望を解明していく課題が残されている、とされるのである。さらに、「市民社会」 概念による分析の方法論のレベルにかんしても,市民社会の範囲が何を本質的に含んでいるのか は不明確である、という。その概念を現実的な根拠と関わらせたり、領域の観点から議論するこ とはできないとし、市民社会の諸カテゴリーの統一性にとっての土台をなすものは「規範的・批 判的基準だけである」として、それを「幅広い多様性をもつ諸制度におけるコミュニケーション 的行為の調整の第一義性」ということに置こうとするのである。また、「市民社会」概念の規範 的理論のレベルの問題についても、権利や参加のような自由主義的概念と民主主義的概念とを結 びつけた構想が、自由主義理論や民主主義理論に何を付け加えるのかが残された課題とされる。 この問題の意義については、後でふれることにしたい。以上のような「体制転換」後のアラート やコーエンの展開の多くに私は共感するものである。なかでも、アソシエーションの運動を国家 や体制の変革と関わらせていこうとするとき、諸主体の自由と民主主義的権利の制度を媒介とし て、さらに法や権利の問題にも言及していることが重要ではないかと考えるのである。

# ジェソップのガバナンス - 国家論

従来の国家の形態に代わるガバナンスの新しい社会的編成を体系的に論じようとするのは、ジ ェソップであろう。彼は、「ガバナンスとは、相互依存型の社会諸関係(単純な双方向型の相互作 用から複雑な社会的分業に及ぶ)を調整する形態のこと | であるとして、その3つの主要な形態を 区別する。「交換のアナーキー(例えば、市場諸力)」「命令のヒエラルキー(例えば、官僚主義的に 組織された企業および国家によるトップダウン型の命令的調整)」「自己編成のヘテラルキー (例えば、 水平的ネットワーク、公式・非公式のいずれかを問わない)」(70頁,308-9質)と呼ばれるものである。 そして、レギュラシオン派の展開にならって、従来の「ケインズ主義的福祉型国民国家」(「テー ラー主義」と「生産性インデックス賃金」が好循環をなした「アトランティック・フォーディズム」,市場 の失敗を補う国家介入の優位、完全雇用、福祉主義、産業政策と集団的消費、国民的規模の優位)に代わ る新たな自己編成型ガバナンス・メカニズムへの移行を論じようとするのである。それは、「シ ユンペーター主義的競争国家 | と称され、イノベーションと競争力をできるだけ強化しようとす るネットワーク化した知識基盤型経済を基礎にして、国境外型世界市場における新自由主義的グ ローバル化戦略をとろうとする。従来の大量生産に代わるフレキシブルな固有の労働過程をもち、 規模の経済に代わる範囲の経済・ネットワークの経済、新しい情報・通信技術を特徴とする。従 来の非弾力的な半熟練型労働が支配的であったフォード主義的大量生産に代わり、知的労働・熟 練型労働・非熟練型労働のフレキシブルな結合が求められ、知的労働を市場向けの知識を生産す る賃労働に変え、知識生産を収奪型の階級諸関係に公的に包摂する。社会政策は経済政策の拡大 概念の下位におかれ、集団的消費・「社会賃金」に対する下方圧力と福祉受給に対する攻勢が強 まる。賃金はコストとしてのみ考えられ、労働力は付加価値と創造性の源泉であることが無視さ れ、社会政策と経済政策の一対化がおこなわれる。

このようななかで、自己編成型ガバナンス・メカニズムへの移行が生じたとされるのである。 第一に、狭義の資本主義経済において、ヒエラルキー型の組織経済の重要性が低下し、ネットワ ーク型の諸形態の重要性が高まる。第二に、包括的な資本蓄積の過程における経済外的諸条件を 広く維持し、市場の失敗を修正する点で、ネットワークの役割が強まる。ケインズ主義型国家が うまく介入しえない、だが新自由主義的政策調整の失敗も再浮上し、その模索過程で国家と市場 に代わりうるもの、新旧両形態の「ガバメントなきガバナンス」への広範な移動が起こった、と しばしば言われるようになる。このことに関わって、市場のアナーキーと命令的調整のヒエラル キーとの間に、ヘテラルキー型ガバナンスという第3の道があるとされる。それは、相互依存関 係にあるアクター間の水平的な自己組織であり、その形態としては「個人間ネットワーク」、「組 織間交渉」、「分権的なシステム間コンテスト操舵(システム間の相互理解を志向したコミュニケーシ ョン、交渉、消極的調整、共通の企図の協力によって促進され、法や知識のような象徴的コミュニケーショ ン媒体に訴えてそれらの機能を修正し操舵・指導しようとするもの)」(323-4頁)がある。この20年間に、 多様な個別システムにおいても,生活世界の領域においても,例えばネットワーク型企業・ネッ トワーク国家・ネットワーク社会・ネットワーク中心型戦争のように、ネットワーキングという 言葉が激増していることに見られるように、社会的な複雑性と多様性が進み、統治可能性の危惧 が叫ばれ、トップダウン型の国家計画や市場媒介型のアナーキーによっては容易に管理・解決さ れ得ない重要問題が浮上してきているのである。

しかしながら他方で、これらの「ガバメントからガバナンスへ」は別の対抗傾向で補完されており、ヘテラルキーつまり自己編成の諸条件の組織化に占める国家の重要性が高まって、ガバナンスのガバナンス、メタガバナンスへの移行傾向が起こっている。もともと、自己編成というガバナンスの性質に根ざしている制約があって、一つ以上の個人間・組織間・システム間のレベルにおいて多様なガバナンス編成をどう相互調整していくかという問題がつきまとうのである。ネットワークによる自己編成は、市場や国家よりも手続き的に効果があるが、より十分な成果が保証されているわけではない。さらに、市場・ヒエラルキー・ネットワークの諸ガバナンス様式をどのように組み合わせていくか。ここに、組織間の調整という「メタ構造」の問題、より一般的にメタガバナンス、ガバナンスのガバナンスの役割が浮上してくることになる。それは、3つの基本的なガバナンスの様式に対応して4つのもの――①メタ交換、個別的市場の運用と接合を修正し、市場間関係を再帰的に再整序すること、②メタ組織、諸組織の再秩序化、③メタヘテラルキー、ヘテラルキーないし再帰的自己編成の枠組みを再規定すること、④そして、メタガバナンス、多様なガバナンス様式の再接合と複合的秤量、最も有望な成果を得るために市場・ヒエラルキー・ネットワークをどのように組み合わせるか――からなる。

ガバナンスの編成をより一般的な国家システムに組み入れるという問題がうまれ、多様な相互調整様式のいずれを重視するか、また制度的支援と物質的支援をどのように整えるかが重要となる。ガバナンス・メカニズムとは、「ガバメント・プラス・ガバナンス」と理解された国家において存在しているより広いメカニズムの一部にほかならない。国家がメタガバナンスにおいて果たす新たな役割は、①ガバナンスの基本規則と調整体制を整える、②多様なガバナンス・メカニズムとレジームとの両立性ないし統一性を維持する、③政策コミュニティ相互の対話を基本的に組織する役割を務める、④組織的情報と知識の相体的独占をもって認知期待を形成する、⑤ガバナンスをめぐる紛争の「控訴審」を務める、⑥システム統合と社会的凝集化における力の偏差の再調整に努める、⑦個人と集団の自己理解を修正する、⑧ガバナンスの失敗の政治責任を負う、ことである。メタガバナンスによって、他の相互調整様式が排除されるのではなく、市場、ヒエラルキー、ヘテラルキーはなお存続している。だが、これらは「交渉型意思決定」の脈絡において機能しているのであって、一方では市場競争が協同によってバランス化され、他方では国家の関与はヒエラルキーと集権性や強制という点でその性格を弱めることになり、国家は主権的権威ではなく多元的誘導システムのなかの一参加者にすぎず、その交渉過程に固有の資源を供給していることになる。

以上が、ジェソップのガバナンス - 国家論の要旨であるが、それは従来のケインズ主義的福祉 国家における国家の直接的介入の失敗のもとで、「命令的調整のヒエラルキー」と「市場的調整 のアナーキー」に代わる「自己編成のヘテラルキー」=「アクター間の水平的な自己組織化」=「ネットワーク」が優位になるということを軸にして、新たな「ガバナンス」の社会的編成を論じようとするところに特徴があったといえよう。その「メタガバナンス」における国家の新たな役割 (国家と経済の関係に絞った)は、なによりも「交渉型意思決定」の脈絡において機能するところにあり、法や知識のような象徴的コミュニケーション媒体に訴えて相互理解を志向するような、ガバナンスの基本規則(ルールとノルム、それをめぐる制度)と調整体制を整えることにある。このようなガバナンスの調整様式の変化にもとづいて、生産や労働の領域のみならず生活や社会の領域

をふくむ全体の編成を体系的に展開しようとするところに、ジェソップの積極的な内容があった といえるであろう。しかしながら、それがもつ最大の問題点は、先にもふれたように「資本の自 己価値実現」のもとで労働がその外的諸条件として客体的な対象として切り離されていくため、 「資本-労働関係」の内在的な矛盾と発展にそくした展開の内容が与えられなくなることであっ た。「ヒエラルキー」の調整様式には資本主義のもとで官僚主義的に組織された企業および国家 があげられるのであるが、ジェソップの展開はほとんどが国家に関してのものであって、企業の 所有・経営・管理・労働の内的構造にそくしては積極的に論じられることはない。「シュンペー ター主義的競争国家 | への移行にさいして、情報技術と知識労働は外的与件として導入され、そ れらの企業の構造とは切り離されたままである。企業のネットワーク化がみられるとしても、そ れが資本による支配 - 従属関係、「ヒエラルキー」と企業の内外においてどのような相互関係に たつのかも明らかではない。そのこととも関連して、自己編成とされる「ヘテラルキー」の中身 がきわめて曖昧なのである。それには上述した「個人間ネットワーク」、「組織間交渉」、「分権的 なシステム間コンテスト操舵」の3つの形態があげられるのであるが、その企業を主体とした相 互関係においては資本主義のもとで基本はやはり「アナーキー」の市場的調整様式の支配が続い ているとすべきであろう。そして、それをベースにしながら、それが自己編成の「ヘテラルキ ー」につながっていくためには、これまでの「市民社会」論の展開でみてきたようにラディカル な民主主義化によって労働者やステイクホルダーが「下から」それに攻勢的に制御を加えていく か、あるいは協同組合や多様な非営利組織などの質的量的な拡充がなされていく場合に限られる であろう。つまり、市場経済をベースにして、一方での資本による「上から」の支配従属のヒエ ラルキー的関係と他方での労働と生活の主体による「下から」の自立とアソシエーションの形成 との間での対抗関係のなかで、「ヒエラルキー」と「アナーキー」の様式が優位になるか、ある いは「ヘテラルキー」の様式が優位になるかが決まっていくのであって、ジェソップがいうよう に「ヘテラルキー」の優位が一義的に生まれてくるのではない。そのような意味で、かつてのよ うな国家による「ヒエラルキー」的な直接的介入が失敗するもとで、市場経済のいっそうの普遍 化が起こり、「アナーキー」と「ヘテラルキー」のような水平的な次元、主体間の権利と権利の 平等的な対抗関係が展開されていく場(これが「市民社会」と呼ばれるものの場であろう)がより優 位に形成されてくるようになった、というべきではなかろうか。これらは、「アナーキー」の劣 位というより、市場経済化が個人の労働や生活の次元にまでいっそう深化していくことと表裏し ながら起こってくるのである。私は,ジェソップの「メタガバナンス」における「交渉型意思決 定」の脈絡における国家の機能,基本規則(ルールとノルム,それをめぐる制度)を媒介とする新た なガバナンスの編成なるものを,次のような方向で「資本 - 労働」関係を基軸として組み替え直 していかなければならないと考えるのである。

#### 「アプローチの3つの論理的次元」と重ねて(小括)

第3節の終わりに、それまでの「市民社会論」の検討をもとにして経済(市場経済・資本主義経済)との関係を具体化していこうとするさいの「アプローチの3つの論理的次元」をまとめておいた。そのうえに重ねて、ガバナンス - 国家論との接合についてのとりあえずの小括をしておくことにしたい。

- (1) 現代「市民社会論」においてその経済との関係を積極的に展開しようとするアラートとコ ーエンらは、そのさいの媒介環として諸主体の自由と民主主義的な権利の制度(人と人との相互作 用と調整にかかわる規範や規則が、自立した諸個人の平等な水平的な相互関係のうえに築かれた)なるも のを置こうとしていた。そのうえで、それを資本主義経済における「資本 - 労働」の関係として 具体化していこうとするとき、それぞれの主体における次のような自由と平等、権利の関係が問 われていかなければならないであろう。つまり、資本と労働の間では、「労働力」商品の売買を めぐる交換過程では商品所有者どうしの売り手あるいは買い手としての「自由」と「平等」が出 発点となり基礎となるが、「労働力」の実際の消費である労働過程・生産過程においては、資本 の側は買い手としてのその使用の権利を主張し、労働の側は「労働力=人間の再生産」が前提で あるから「正常な」人間らしい労働や生活の諸条件が充たされることを主張する、という関係で ある。どちらも等しく商品交換の法則によって保証されている権利対権利であり、同等な権利と 権利とのあいだでは力がことを決していく。そして、その経済学的な展開は「剰余価値」生産を めぐる資本と労働のあいだの内在的な矛盾を基軸としてたどられていくのである。その基本的な 構造は、なによりも絶対的剰余価値生産=「労働日」をめぐる資本と労働の権利と権利のあいだ での闘争、「結社(アソシエーション)」や「労働組合」、「国家権力」と「工場立法」などの「一般 的法律」による媒介というところによく表されていた。「労働権」と「生活権・生存権」さらに は「社会権」をめぐる社会的な制度が、資本の「所有権」に対抗して生みだされていくのである。 このなかで、労働の側では「アソシエーション」の契機が形成されていくが、資本の側ではその 権威と支配の下に完全に編成された階層制および社会的な機構が「ヒエラルキー」としてつくり だされていくのであり、また資本と資本の間では「アナーキー」が支配するのであって、資本主 義経済であるかぎりその基本的性格は貫かれていこうとする。調整様式は、なによりも「資本 -労働」関係を基軸としてその内容づけが与えられていかなければならないと考えるのである。
- (2) 経済主体の自由と民主主義的権利の制度が同じく媒介環とされて、アラートやコーエンあ るいはウォルツァーらは、さらに進んでより具体的に企業や組織としての内実を問題にしていこ うとする。それらの質の高さが逆に、一方では「市民社会」全体のあり方を、そして他方では 「経済」や「国家」のあり方を規定していくものとなるからである。ちょうど80年代後半から90 年代に入って、「経済改革」の最終段階と「市場社会主義論」の第5段階においても第1節で整 理しておいたような新たな理論的枠組みの展開がみられるようになる。そのさいの問題意識もま たこれと重なるもので、「市場経済」論との連接を深めていくうえで好個の材料を与えてくれて いた。そこでのローマーらの主流の展開は、「市場経済」とのつながりが「国家的所有」か「私 的所有」かのレベルだけにとどまるのではなく、それぞれ多様な所有・経営・管理・労働の構造 をもつ企業や組織の内部にまでふみ込んで、それを訊ねていこうとしていたのである。そのさい、 現代企業の「株式会社」の形態にみられるような「所有」と「経営」の分離を前提にして,各経 済主体の権利、それぞれの自主性・自由と同権・平等を重んじ、一方ではそれを企業に関わる 「経営権」として,他方ではそれを労働者や国民に関わる「労働権」「生活権・生存権」「社会権」 として措定し、その「経営」主体が自立性・効率性を十分に発揮していくということを軸にしな がら、その上であらためて「所有」の主体(株主)および資本調達や金融(資本市場や銀行)との 相互関係、さらには労働者や消費者・市民など「ステイクホルダー」全体との相互関係と参加を

追求していくことによって、その「経営権」に対する民主的な制御をおこなっていこうとする構造をもつものであった。そしてそのなかで、いっそうの社会経済的格差の克服、「平等化」(まず「所得の平等化」――それが必要とする「資産・所有の平等化」)が追求され、そのことが体制の変革、社会主義への志向性をもつ根拠とされるのである。そのさい、まずの手掛かりは「労働権」「生存権」「社会権」をめぐる社会的なルールや規準(ノルム)、制度の押し上げと拡充ということであり、それは「経営権」に対する社会的な制約と規制を強めていくことに他ならない(「管理・運営の社会化」から「所有の社会化」へ)。つまり、アクターとしての企業や組織についてだけでなく、その内部構造をなす諸主体の意識や行動のレベルにまで及んで、それぞれの権利と平等の関係が「市場経済」と関連づけて展開されていこうとするのである。

- (3) ついでは、この企業や組織(ミクロ)の内部構造のあり方が、社会全体(マクロ)の自由や 民主主義的制度と相互連動していく関係が展開されていかなければならない。ウォルツァーがい うように「国家」と「市場」の質はこれらの組織や集団のいかんによって拡大され高められるが、 逆に「労働権」や「生存権」は法律や国家によって社会的にフォーマルな制度化を与えられる。 アラートやコーエンらが、「運動としての市民社会」と「制度としての市民社会」を区別しよう とし、権利や法にかんする社会学の課題として提起していた問題であろう。これに関わっては、 また、生活や社会、コミュニケーションなどの広い領域における固有の民主主義的権利の発展が、 企業や組織における労働者の運動や闘争を支え拡充していく連動関係もある。ジェソップが「へ テラルキー」の優位という性格づけによって展開しようとしていた一連の体系――生産・労働過 程以外での資本蓄積と社会編成における経済的条件と経済外的条件との相互関係、国際化などと の相互関係、空間的・時間的位相の設定における国家の機能、資本主義の矛盾とジレンマの再調 整による広い政治的・社会的影響への対処、という「資本の再生産」体系――における相互連動 である。さらに、「市民社会的な制度」だけでなく、「伝統社会的な制度」あるいは「インフォー マルな制度」につながっていく相互関係がある。第1節の最後でふれた「体制転換」後の「市場 経済」論の理論的枠組みにおいて、「コーポレート・ガバナンス」を軸とした「社会的な制度」 「インフォーマルな制度」をめぐる問題として具体的に展開されようとしている内容である。「市 民社会」論の方からは、ウォルツァーの「共同的社会」論がその手掛かりを与えてくれるように 思われる。
- (4) 最後に、国家の経済に対する機能の変化についての問題である。ジェソップは、市場(「アナーキー」)と国家(「ヒエラルキー」)の失敗のなかで、ガバナンスの様式における水平的な「ヘテラルキー」(自己編成)の形態が相対的により優位になるとしていた。しかし私は、「資本・労働」関係を基軸においてそのガバナンス論を組み替え直していくとき、一方での資本による「上から」の支配従属のヒエラルキー的関係と他方での労働と生活の主体による「下から」の自立とアソシエーションの形成との間での対抗関係のなかで、その「ヒエラルキー」と資本間の「アナーキー」の様式が優位になるか、あるいは「ヘテラルキー」の様式が優位になるかが決まっていくのではないかとした。むしろ、かつてのような国家による「ヒエラルキー」的な直接的介入が失敗するもとで、市場経済のいっそうの普遍化が起こり、「アナーキー」と「ヘテラルキー」のような水平的な次元、主体間の権利と権利の平等的な対抗関係が展開されていく場がより優位に形成されてくるようになった、というべきであろうとした。

そして、そのもとで資本の「所有権」「経営権」と労働・生活主体の「労働権」「生存権」との権利と権利の間での闘争が展開されていくさい、その企業組織内の構造および社会的な制度を統括していく国家のガバナンスにおいては、かつてのような直接的な介入よりも、水平的な次元での規則(ルール)と規準(ノルム)、それをめぐる制度をつうじたものに比重が次第に変化していくというのが現代の特徴であろう。ジェソップは、新たな国家の経済的役割として、まず第一にガバナンスの基本的規則(ルール、ノルム、制度)の設定と調整体制を整えることを挙げる。ついで、多様なガバナンス様式(「アナーキー」「ヒエラルキー」「ヘテラルキー」)とレジームの両立性ないし統一性の維持、政策コミュニティ相互の対話を基本的に組織する役割が続けて述べられる。ウォルツァーも、国家権力は依然として必要であるが、しかしその役割はすべての共同社会的生活の行為領域の種々の限界条件や基本的規則を定めるところにあるとしていた。さきにあげた、まずの手掛かりとしての「労働権」「生存権」「社会権」をめぐる社会的なルールや規準、制度の押し上げと拡充、それによる「経営権」に対する社会的な制約と規制の強化ということは、このような脈絡において位置づけを与えていかなければならないと考えるのである。また、「所得の平等化」から「所有の平等化」へというような、より高次の平等化にむかっての制度の再設定も、国家の重要な役割となる。

「労働権」「生存権」「社会権」の社会的な押し上げと資本の「経営権」に対する社会的な制御は、労働や生活の人間主体がしだいに資本の「経営」に対する制御から「所有」に対する制御へと進化していく途筋を切り開いていくものとなろう。そのなかで、主体の自立と権利、平等のレベルが、資本にかんしてだけでなく、人間の労働や生活にそくしたレベルにまで引上げられて、自由と民主主義がいっそう実質化させられていくのである。それはまた、人間主体が生産物や貨幣の市場的連関のなかに、労働や生活の直接的な社会的な欲求・必要をしだいに浸透させ、「市場を社会のなかに埋め込んでいく」といわれる過程とも重なっていくものであろう。私は、価値規定の基礎が無くなるのではなく、欲求と使用価値規定がより優位になっていく過程として、市場経済の漸次的止揚を考えるものであるが、今はそれに至るこのような過程と構造の具体的理論化に努力が傾注されるべきではないかと思っている。そして、市民間関係の自由と平等、民主主義的権利を基礎にして、不平等の根源である階級間関係の廃絶に迫っていく、それと関わらせて市場についてもそれを利用しつつ制御していくという構造は、このような方向性でしか展開しえないのではないかと考えるものである。

「ウォルツァーの編著「グローバルな市民社会に向かって」とういうタイトルが示すように、グローバル化のもとでの脱国家化が問題とされ、また現代の「市場経済化」の特徴は、それが国家の枠を超えて民族や地域の新たな問題を引き起こしているところにあるとされる。その下で、社会的な諸「制度」の再編がおこなわれつつあるが、それがそれぞれの国の社会的諸制度や国家的力能と調和した「内生的発展」となっていくべき課題がオルターナティヴとして提起されようとしている。グローバルな「市場経済化」が及ぼすインパクトの階層性(貨幣と金融、直接・間接資本、労働・生活、社会、自然などの、国家の枠を超えた水平的な諸次元における相違)をふまえながら、旧「制度」と新「制度」とを統括するものとしての「国家」の制度的力能が新たに問われようとしている。この問題は本稿だけでは扱いきれない大きなものであり、ただそれへも連接していくことができる開かれた論理構造であることを留意するだけにとどめざるをえなかった。]

注

- 1) 拙稿「『市場経済化』と『労働・人間疎外の克服』――(1)旧ソ連・ロシアにおける『経済改革』と『体制転換』をとおして――」『ロシア・ユーラシア経済調査資料』894号,2006年12月,「『市場経済化』と『労働・人間疎外の克服』――(2)「社会主義と市場経済」理論的概観をとおして――」『ロシア・ユーラシア経済――研究と資料』(改誌名)898号,2007年4月。
- 2) 山口定『市民社会論――歴史的遺産と新展開――』有斐閣,2004年,299頁。
- 3) それぞれの専門領域に重心をおきながら「市民社会論」の全体に接近しようとする次のような諸研究に取り上げられている文献を参照。哲学の領域では、吉田傑俊『市民社会論――その理論と歴史――』大月書店、2005年、政治学では、山口上掲書、社会学では、マーティン・ジェイ編、竹内真澄監訳『ハーバーマスとアメリカ・フランクフルト学派』青木書店、1997年、歴史学では、ユルゲン・コッカ「歴史的問題および約束としての市民社会」『思想』2003年9月号。
- 4) J. コッカ, 上掲論文, 38頁。
- 5) A. アラートと J. コーエン「市民社会と社会理論」(ジェイ編、上掲書、第2章)。
- 6) J. ハーバーマス『コミュニケイション的行為の理論』(1981年)。
- 7) ハーバーマス 『公共性の構造転換』 第2版 (1990年)。
- 8) J. コーエン「市民社会概念の解釈」(マイケル・ウォルツァー編著,石田淳他訳『グローバルな市 民社会に向って』第3章,日本経済評論社,2001年)。
- 9) A. アラートと I. コーエン、上掲論文、55頁。
- 10) M. ウォルツァー「市民社会の概念」(ウォルツァー上掲書,第1章)。以下のウォルツァーにかんする引用のページ数は同書より。
- 11) 山口, 上掲書, 246-7頁, なおこれらをめぐる論議の整理が243-7頁にある。
- 12) 吉田, 上掲書。
- 13) 吉田, 上掲書, 第2章。それぞれ,『ドイツ・イデオロギー』,『哲学の貧困』,『フランスにおける内乱』第一草稿、からのまとめ。
- 14) コッカ,上掲論文。その他のコッカの緒論文の検討をおこなった、松葉正文「市民社会と経済的不平等」(山口定他編著『現代国家と市民社会』第9章、ミネルヴァ書房、2005年)を参照。
- 15) B. ジェソップ,中谷義和監訳『資本主義国家の未来』御茶の水書房,2005年。以下のジェソップにかんする引用の頁数は同書より。
- 16) 『資本論』 1 部(大月書店版全集,第23巻)Ⅲ部(同,第25巻),頁数はドイツ語版原文のもの。かつて拙論(「所有論争と社会主義」Ⅲ「資本主義と変革主体の形成」,島恭彦監修・講座現代経済学 V 『現代経済学論争』第7章,青木書店,1981年)でまとめておいたことがある。大谷禎之介編『21世紀とマルクス』第Ⅲ部「資本システムのなかにアソシエーションを見る」,桜井書店,2007年,の諸論文を参照。
- 17) 山口,上掲書,第8章「デモクラシー論のバージョン・アップのために」参照。
- 18) 他に、形野清貴「P.ハーストのアソシエイティブ・デモクラシー論」『大阪経済法科大学法学論集』42号、篠田武司「ガバナンスと『市民社会の公共化』——P.ハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論をめぐって」(山口定他編『新しい公共性』有斐閣、2003年)を参照。
- 19) Bardhan P. K. and Roemer J. E., Market Socialism, Oxford University Press, 1993.
- 20) 山口, 上掲書, 178-182頁。
- 21) A. アラートと J. コーエン「市民社会概念の生成・衰退・再構築と今後の研究のための指針」『立命 館産業社会論集』32巻4号,97年3月。
- 22) B. ジェソップ、上掲書、以下の引用の頁数は同書より。